

平成22年度戸別所得補償モデル対策

および関連政策に関する政策提案

平成21年11月

北海道農業協同組合中央会

平成22年度戸別所得補償モデル対策 および関連政策に関する政策提案

22年度から実施される戸別所得補償モデル対策については、農業者にとってきわめて重要な政策であり、生産現場は大きな期待と関心を有しています。

対策の実施にあたり、J Aグループ北海道は、我が国の食料安定供給への更なる貢献を果たすという使命感に立ち、北海道が持つ潜在能力をフルに発揮し持続可能な農業の確立を図るため、また、意欲を持って自ら創意工夫を行う地域・農業者の立場から、諸課題を踏まえ下記事項について提案致します。

記

1. 基本的な政策決定・検討の取進めについて

- ① 政策決定に際しては、生産現場の課題と意見をしっかりとくみ上げ、反映させる仕組みを確立するとともに、情報・意見の交換を通じて国・生産者等が相互理解を深めることができるよう努めること。
- ② 22年度は時間的な制約がある中でモデル事業が仕組まれたが、今後生じるであろう諸課題を踏まえ、23年度以降については制度の見直しを行うこと。また、23年度以降に導入が検討されている他の作物についてもまずモデル事業と位置付けて実施すること。

- ③ 生産者および国民が理解できるシンプルかつ分かりやすい仕組みづくりに加え、事務負担軽減の観点から、概要だけでなく諸要件・手続きについても可能な限り簡略化するとともに、政策の基本理念および生産現場の実態に即した制度構築を図ること。

2. 米・水田農業政策の基本理念について

- ① 現行の米政策改革大綱の理念に基づく米・水田農業政策と戸別所得補償制度との関係を整理した上で、政策の前提とすべき事項を踏まえた基本理念を明示すること。
- ② これまで推進してきた担い手育成や農業経営の効率化・農地の面的集積等について、新たな政策の全体枠組みの中でどのように整理し、取り扱うのか明示すること。

3. 米の戸別所得補償モデル事業・生産数量目標の配分・需給調整等について

- ① 生産数量目標の配分・調整・確認にあたっては、需要に応じた米づくりに参加する生産者・地域が不公平感を抱かないようなルールづくりを行うとともに、万全なモラルハザード防止策を講じること。
- ② 米戸別所得補償制度を需要に応じた米づくりの入口対策として位置付けるのであれば、参加者と非参加者との明確なメリット格差となる

ような水準と仕組みとすること。また、米価の下落や中間業者が利潤を得るといふ懸念があることを踏まえ、不当廉売など過度な産地間競争を招かないような制度設計を行うこと。

- ③ 需給と価格の安定を図るためには出口対策として、豊凶変動等に対応する政府買入や備蓄および主食用米需給・価格に影響を与えないような処理を行うとともに、そのような棚上げ備蓄を支えうる十分な予算措置を講じること。
- ④ 現在の収入影響緩和対策について、戸別所得補償制度との役割の整理を農業共済制度も含めて行った上で、個別経営体の最終的なセーフティーネット対策として措置すること。

4. 水田利活用自給力向上事業について

- ① これまでの特色ある産地形成を後退させない、地域の自主性を尊重するという観点から、全国一律交付に加え、地域の裁量で活用できる部分を充実強化すること。
- ② 水田利活用事業についても米の生産数量目標の遵守を要件化すること。
- ③ 全国的に供給割れしている加工用米については、販売価格に差があることから高価格帯と低価格帯に分けた上で、とくに高価格帯は主食用米並み、低価格帯は新規需要米並みの手取り価格水準を確保すること。

- ④ 生産拡大が予想される米粉・飼料用米等について、確実に販売・消費されるための仕組みを構築すること。とくに米粉の無計画な供給拡大によって国産麦需要に悪影響を及ぼさないよう留意すること。
- ⑤ 現在水田等有効活用促進対策などで措置されている畑不作付地への作付拡大支援（とうもろこし作付拡大助成を含む）については、必要な政策として明確に位置づけ、別途事業として再編すること。

5. 平成22年度水田・畑作経営所得安定対策等について

- ① 平成22年度の水田・畑作経営所得安定対策については、担い手の経営安定並びに新制度への円滑な移行を図る観点から、成績払単価は現行水準で設定すること。
- ② 担い手経営革新事業（特定対象農産物の生産支援事業、先進的小麦生産等支援事業（小麦並びにてん菜主産地緊急支援））については、23年度以降の新たな仕組みも視野に入れつつ、現行の内容・水準を継続すること。

6. 戸別所得補償制度移行に係る畑作物対策について

- ① 輪作体系の維持確立を図り、持続可能な畑作農業を展開するため、生産性向上・品質向上に努力した生産者が報われ、円滑に生産・流通が実現できる政策体系を構築すること。

- ② 畑作の輪作体系を構成する土地利用型作物（小麦・大麦などの麦類、生食・加工・でん原馬鈴しょ、てん菜、大豆・雑豆などの豆類、土地利用型野菜、種子用農産物など）すべてを戸別所得補償制度の対象品目とすること。
- ③ 自給率の低い畑作物などの土地利用型作物については、自給率向上に向けたインセンティブが必要なことから、生産数量目標を上回る生産に対しても戸別所得補償制度の交付対象とすること。
- ④ 畑作農業振興や努力した生産者が報われる観点から、品質向上や輪作体系の維持確立（環境保全）、経営規模拡大への取組みに対する十分な加算措置を講じること。
- ⑤ 自給率向上に資する畑作物の生産拡大に対応した万全な供給フレームを構築すること。
- ⑥ てん菜の交付対象数量等について、自給率向上に資する観点や生産者の品質向上・生産性向上への努力に報いる観点から、生産された原料てん菜は、全量を戸別所得補償制度の支援対象とするとともに、生産されたてん菜糖は、全量を供給可能数量とすること。
- ⑦ でん粉工場・製糖工場の製造経費に対しては、近年の物価変動等による製造経費の実態を反映し、製造事業者の経営収支の悪化を招かないよう再生産可能な支援対策を講じること。

- ⑧ 戸別所得補償制度のみでは対処できない産地形成等地域全体での農業振興の取組みが極めて重要であるため、地域に裁量権を持たせた仕組み・支援策の構築を行うこと。

7. そ の 他

- ① 政策推進にあたっては行政の責任を明確化し、事務は民間団体ではなく行政機関が責任をもって行うこと。また、現場の混乱を回避し円滑な事務を推進するために農協等の協力が必要な場合は、その地位を明確化した上で協力に対する正当な評価を行うこと。

- ② 農業振興の牽引組織であり、合意形成・調整機関としての役割を果たしている地域協議会については、その機能を十分に発揮できるよう仕組みを整備すること。